

喪失届兼発見届/再発行証/改印届について

この届出書は、通帳・証書・印鑑・キャッシュカードなどを紛失、盗難にあわれた場合、及び、紛失の届出をしたものを発見した際にお届けいただく書類です。

紛失、盗難にあわれた場合は、口座開設店またはカードお問い合わせセンターに連絡したのち、照会状が届きましたらお手続きをお願いします。

ご連絡がお済みでない方は、ただちに[口座開設店またはカードお問い合わせセンター](#)にご連絡ください。なお、紛失、盗難のご連絡がお済みの方で、ご来店前に発見された場合もお手続きが必要になりますので、お手数ですがご来店の上、お手続きをお願いします。

●ご持参していただくもの

- ・喪失届兼発見届/再発行証/改印届(店頭にもございます)
- ・本人確認書類
- ・照会状
- ・お届け印(印鑑紛失の場合は、今後使用する印鑑)
- ・通帳、証書(印鑑紛失の場合)
- ・発見された喪失物(発見の場合)
- ・再発行手数料(通帳・キャッシュカードを再発行する場合)

※本人確認書類につきましては[こちら](#)をご覧ください。

※印鑑紛失時及び住所変更、名義変更など他の変更も伴う場合には、必要な書類等が異なる場合がございますので、お取引店にお電話にて確認のうえ、ご来店ください。

※印鑑の発見の場合は、発見された印鑑と通帳を併せてご持参ください。

※キャッシュカード、法人キャッシュカードの発見の場合は、発見されたカードと通帳を併せてご持参ください。

※キャッシュカードを再発行する場合、及び、払戻しをする場合には店頭にて別途書類をご記入いただきますので、必ずお届け印をご持参ください。

